

鹿沼市水道事業管理者  
鹿沼市長 松井 正一

様

貴殿御依頼による令和 7年 6月 18日に委託された試料の  
検査結果は次の通りです。

検査期日 令和 7年 6月 18日～令和 7年 7月 1日

水質検査部門管理者 水環境部 斎藤 純子

分析項目の区分 基準項目

水源の名称	清洲簡易水道			採取年月日	令和 7年 6月 18日	前日天候	晴れ	当日天候	晴れ
採取場所	清洲第2浄水場 第2水源			採取時刻	15時 20分	水温	18.7 ℃	気温	34.5 ℃
区分	原水	採水者名	川田 敦史	外観	無色透明	遊離残留塩素	mg/L		

コード No.	検査項目	単位	分析値	基準値	検査方法
				定量下限値	
1	一般細菌*	個/mL	0	100以下 0	平成15年厚生労働省告示第261号 2号
2	大腸菌*	—	不検出	検出されないこと —	平成15年厚生労働省告示第261号 3号
3	カドミウム及びその化合物*	mg/L	<0.0003	0.003以下 0.0003	平成15年厚生労働省告示第261号 4号別表第6
4	水銀及びその化合物*	mg/L	<0.00005	0.0005以下 0.00005	平成15年厚生労働省告示第261号 5号
5	セレン及びその化合物*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 6号別表第6
6	鉛及びその化合物*	mg/L	0.002	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 7号別表第6
7	ヒ素及びその化合物*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 8号別表第6
8	六価クロム化合物*	mg/L	<0.002	0.02以下 0.002	平成15年厚生労働省告示第261号 9号別表第6
9	亜硝酸態窒素*	mg/L	<0.004	0.04以下 0.004	平成15年厚生労働省告示第261号 10号
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 11号
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素*	mg/L	1.3	10以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 12号
12	フッ素及びその化合物*	mg/L	<0.08	0.8以下 0.08	平成15年厚生労働省告示第261号 13号
13	ホウ素及びその化合物*	mg/L	<0.1	1.0以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 14号別表第6
14	四塩化炭素*	mg/L	<0.0002	0.002以下 0.0002	平成15年厚生労働省告示第261号 15号別表第14
15	1, 4-ジオキサン*	mg/L	<0.005	0.05以下 0.005	平成15年厚生労働省告示第261号 16号別表第14
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン*	mg/L	<0.004	0.04以下 0.004	平成15年厚生労働省告示第261号 17号別表第14
17	ジクロロメタン*	mg/L	<0.002	0.02以下 0.002	平成15年厚生労働省告示第261号 18号別表第14
18	テトラクロロエチレン*	mg/L	<0.0005	0.01以下 0.0005	平成15年厚生労働省告示第261号 19号別表第14
19	トリクロロエチレン*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 20号別表第14
20	ベンゼン*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 21号別表第14

\*:水道GLP認定項目



代表取締役社長 秋元和人

水質検査機関登録 登録番号 第76号  
建築物飲料水水質検査業登録宇都宮市20年水第11-2号

## 水質検査結果書

No.1- 1781060 - 1

令和 7年 7月 1日

鹿沼市水道事業管理者  
鹿沼市長 松井 正一

様

貴殿御依頼による令和 7年 6月 18日に委託された試料の  
検査結果は次の通りです。

検査期日 令和 7年 6月 18日～令和 7年 7月 1日

水質検査部門管理者 水環境部 斎藤 純子

分析項目の区分 基準項目

水源の名称	清洲簡易水道		採取年月日	令和 7年 6月 18日	前日天候	晴れ	当日天候	晴れ
採取場所	清洲第2浄水場 第2水源		採取時刻	15時 20分	水温	18.7 ℃	気温	34.5 ℃
区分	原水	採水者名	川田 敦史	外観	無色透明	遊離残留塩素	mg/L	

コード No.	検査項目	単位	分析値	基準値	検査方法
				定量下限値	
21	亜鉛及びその化合物*	mg/L	<0.1	1.0以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 33号別表第6
22	アルミニウム及びその化合物*	mg/L	<0.02	0.2以下 0.02	平成15年厚生労働省告示第261号 34号別表第6
23	鉄及びその化合物*	mg/L	<0.03	0.3以下 0.03	平成15年厚生労働省告示第261号 35号別表第6
24	銅及びその化合物*	mg/L	<0.1	1.0以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 36号別表第6
25	ナトリウム及びその化合物*	mg/L	4.2	200以下 1.0	平成15年厚生労働省告示第261号 37号別表第20
26	マンガン及びその化合物*	mg/L	<0.005	0.05以下 0.005	平成15年厚生労働省告示第261号 38号別表第6
27	塩化物イオン*	mg/L	4	200以下 1	平成15年厚生労働省告示第261号 39号別表第13
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)*	mg/L	46	300以下 1	平成15年厚生労働省告示第261号 40号別表第20
29	蒸発残留物*	mg/L	83	500以下 1	平成15年厚生労働省告示第261号 41号
30	陰イオン界面活性剤*	mg/L	<0.02	0.2以下 0.02	平成15年厚生労働省告示第261号 42号別表第24の2
31	ジエオスミン*	mg/L	<0.000001	0.00001以下 0.000001	平成15年厚生労働省告示第261号 43号別表第25
32	2-メチルイソボルネオール*	mg/L	<0.000001	0.00001以下 0.000001	平成15年厚生労働省告示第261号 44号別表第25
33	非イオン界面活性剤*	mg/L	<0.005	0.02以下 0.005	平成15年厚生労働省告示第261号 45号別表第28
34	フェノール類*	mg/L	<0.0005	0.005以下 0.0005	平成15年厚生労働省告示第261号 46号別表第29の2
35	有機物(全有機炭素(TOC)の量)*	mg/L	<0.3	3以下 0.3	平成15年厚生労働省告示第261号 47号
36	pH値*		(22°C) 6.2	5.8～8.6 —	平成15年厚生労働省告示第261号 48号別表第31
37	臭気*		異常なし	異常でないこと —	平成15年厚生労働省告示第261号 50号
38	色度*	度	<0.5	5以下 0.5	平成15年厚生労働省告示第261号 51号別表第36
39	濁度*	度	<0.1	2以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 52号別表第41
	－以下余白－				

\*:水道GLP認定項目



代表取締役社長 秋元和人

水質検査機関登録 登録番号 第76号  
建築物飲料水水質検査業登録宇都宮市20年水第11-2号